

第2期 古河市

子ども・子育て

支援事業計画

概要版



令和2年3月
古河市

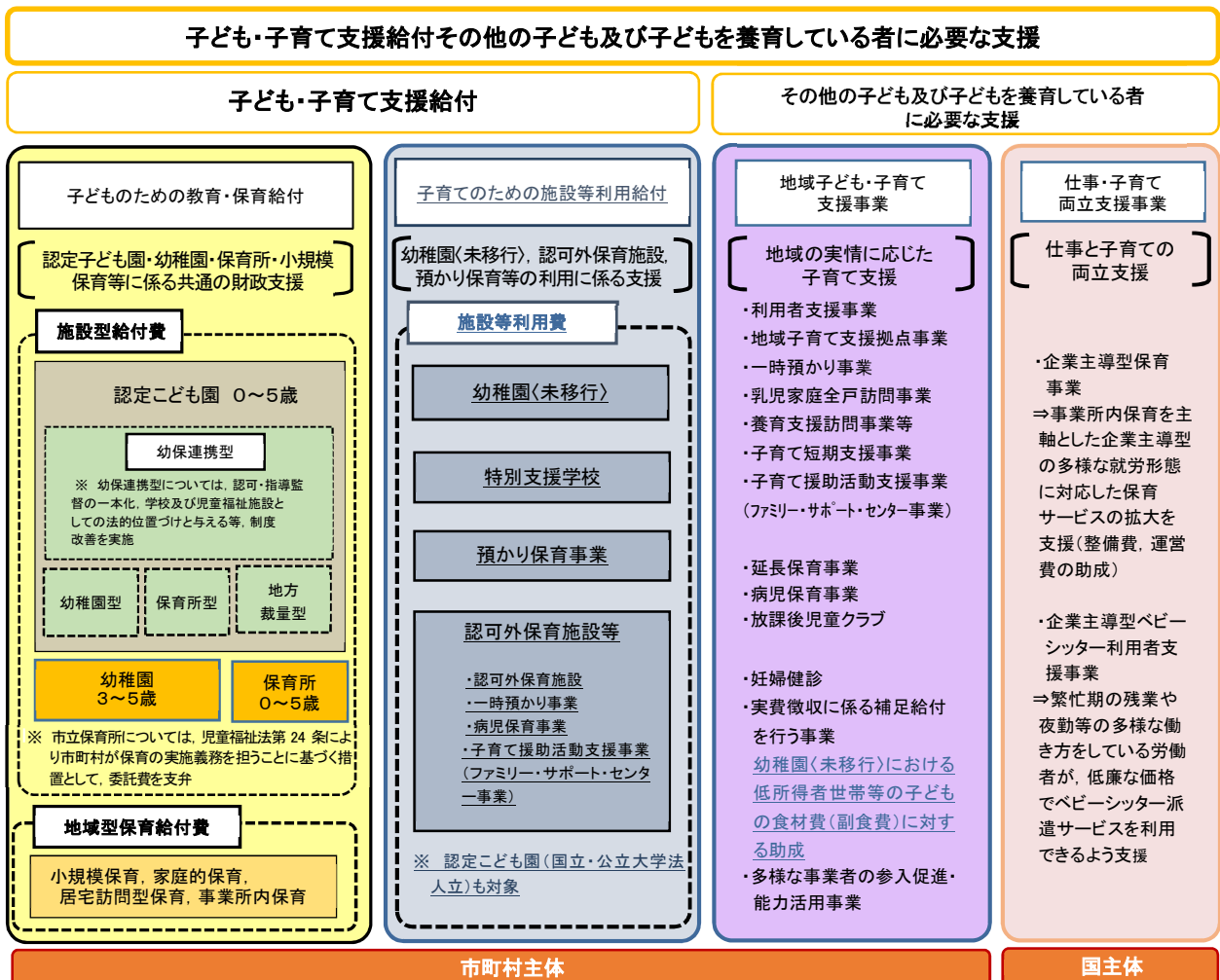
計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

国では、近年の急速な少子化や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進してきました。さらに、平成 24 年 8 月には、「子ども・子育て支援関連 3 法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育、地域での子ども・子育て支援の総合的な取組が推進されています。

本市では、平成 27 年に「古河市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を積極的に推進してきましたが、この度、第 1 期計画が終了することに伴い、より効果的な施策を展開するために、「第 2 期古河市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

図表 制度における給付・事業の全体像



計画の位置づけ等

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、本計画は、「第2次古河市総合計画」（基本構想：2016 年度～2035 年度、第Ⅱ期基本計画：2020 年度～2023 年度）に基づく部門計画として位置づけられるとともに、関連計画と整合性を図り、策定します。

年度 計画名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合計画	第2次古河市総合計画(第Ⅱ期基本計画)				(見直し)
子ども・子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画				
地域福祉計画	(第3期)				
健康づくり基本計画	(第3次)				
障害者基本計画	(第3期計画)			(見直し)	
障害福祉計画	(第5期)	(第6期)			(見直し)
障害児福祉計画	(第1期)	(第2期)			(見直し)
虐待DV対策基本計画	(第2期)			(見直し)	
古河市教育振興基本計画	前期計画		(見直し)		
古河市公立保育所運営ビジョン	古河市公立保育所運営ビジョン(平成 30 年度～令和 9 年度)				

計画の基本的な考え方

基本理念

子育て家庭だけでなく、学校や地域とともに子育てに関わり、その喜びを感じられるまちを目指すとともに、子どもと子育て家庭を温かく見守るまちであるよう



笑顔と未来 地域と共に

すべての子どもが 健やかに育つまち「古河」



と定めます。

基本的視点

本計画は次の3つを視点として掲げます。



子どもの最善の利益を実現する視点



子どもと子育て家庭を多面的に支援する視点



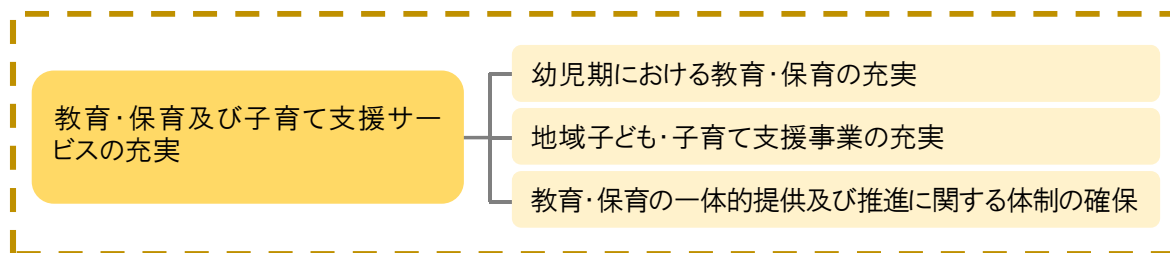
地域全体で子ども・子育てを支援する視点

基本目標・施策の体系

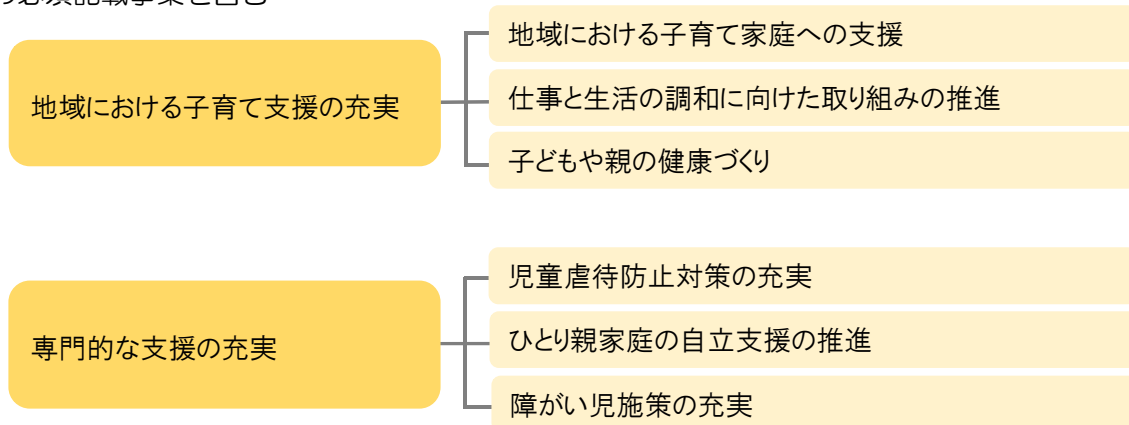
本計画の推進にあたっては、これまで子ども・子育て支援の推進に向け取り組んできた「第1期子ども・子育て支援事業計画」の基本目標を踏まえ、次の3つを基本目標とし、子ども・子育て支援新制度における子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

《基本目標》

《施策の方向》



【子ども・子育て支援事業計画】
の必須記載事業を含む



基本目標ごとの主な取組

基本目標 1 教育・保育及び子育て支援サービスの充実

●幼児期における教育・保育の充実

幼児期の教育・保育についてニーズに応じた適切な量の見込みと確保

●地域子ども・子育て支援事業の充実

地域の子ども及び子育て家庭の実情に応じた子ども・子育て支援法に定められている事業の実施

●教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

- ①認定こども園の普及
- ②質の高い教育・保育や子育て支援の推進
- ③認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携の推進



基本目標 2 地域における子育て支援の充実

●地域における子育て家庭への支援

- ①幼児期における教育・保育の充実
- ②子育て支援サービスの充実
- ③就学児童に関する支援の充実
- ④子育てに関する情報・相談・交流・学習の場の充実



●仕事と生活の調和に向けた取り組みの推進

- ①働き方の見直しを図るための広報・啓発等の推進
- ②仕事と子育ての両立支援のための基盤整備

●子どもや親の健康づくり

- ①子どもや親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③医療体制の充実
- ④思春期保健対策の充実

基本目標 3 専門的な支援の充実

●障がい児支援の充実

- ①特別な支援が必要な子どもの受入れの推進
- ②発達年齢に応じた切れ目のない相談支援の実施

●ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対する相談・支援の推進

●児童虐待防止対策の充実

- ①総合的な親と子の心の健康づくり対策の推進
- ②相談体制の整備、早期発見と保護など関係機関との連携強化



量の見込みと確保の内容

令和2～6年度までの年度ごとに、「幼児期の教育・保育」および「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の内容を定め、計画期間に確保します。

教育・保育提供区域

利用者の視点に立つとともに、本市の人口規模・地形等や教育・保育を提供するための施設整備の状況を勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童健全育成事業を除く事業については、引き続き、本市全体を一つの区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等、計画に位置付けることが適当であると考えられます。ただし、新規認可施設の設置については、待機児童の発生地域や民間施設の立地状況等を踏まえたうえで、公募制を導入して進めます。また、放課後児童健全育成事業については、小学校毎に事業を実施していることから、小学校区で区域を設定することとします。

認定区分

認定	年齢	対象事業	主な対象者
1号認定	3～5歳	認定こども園 幼稚園	専業主婦（夫）家庭 共働きであるが幼稚園利用の家庭
2号認定	3～5歳	保育園 認定こども園	共働き家庭
3号認定	0・1・2歳	保育園 認定こども園 地域型保育事業等	共働き家庭



教育・保育施設にかかる量の見込み及び確保方策

幼児期の学校教育【認定こども園、幼稚園】

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1号	1号	1号	1号	1号
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み	1,650	1,611	1,497	1,366	1,248
②確保方策	1,975	1,945	1,835	1,805	1,775
過不足(②-①)	325	334	338	439	527

幼児期の保育【保育園、認定こども園、地域型保育事業等】

単位(人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		1,494	240	957	1,517	244	908	1,468	248	931
②確保方策	総数	1,725	258	1,050	1,695	266	1,062	1,726	271	1,076
	保育園・認定こども園	1,725	207	899	1,695	202	879	1,726	200	876
	地域型保育事業等		51	151		64	183		71	200
過不足(②-①)		231	18	93	178	22	154	258	23	145

		令和5年度			令和6年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		1,394	252	954	1,325	255	975
②確保方策	総数	1,741	277	1,089	1,756	284	1,104
	保育園・認定こども園	1,741	200	876	1,756	200	876
	地域型保育事業等		77	213		84	228
過不足(②-①)		347	25	135	431	29	129



地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み及び確保の内容

(上段：量の見込み、下段：確保方策)

事業	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者支援事業	窓口設置数 (か所)	1	1	3	3	3
		1	1	3	3	3
②時間外保育事業	人	6,456	6,408	6,353	6,238	6,132
		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
③放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	1,649	1,678	1,710	1,751	1,791
		1,689	1,718	1,750	1,791	1,831
④子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	人日	42	42	42	42	42
		63	63	63	63	63
⑤乳児家庭全戸訪問事業	人	863	847	833	817	802
		実施機関：市保健師、看護師（会計年度任用職員）、助産師（委託）、健康づくり協力員				
⑥養育支援訪問事業	人	70	59	49	41	34
		実施機関：市保健師				
⑦地域子育て支援拠点事業	人回	10,262	9,565	9,392	9,223	9,058
	か所	10	10	10	10	10
⑧一時預かり事業 (幼稚園における預かり保育)	人日	55,614	54,300	50,457	46,029	42,065
		55,650	54,500	51,200	47,100	43,300
⑧一時預かり事業 (在園児以外の預かり保育)	人日	9,490	8,635	8,190	7,759	7,348
		11,888	10,848	10,208	9,608	9,028
⑨病児・病後児保育事業	人日	888	888	1,003	1,003	1,003
		888	888	1,003	1,003	1,003
⑩子育て活動支援事業	本市では、児童クラブが充実しているため、見込み量を0とします。現在の事業は一時預かりのみです。					
⑪妊婦に対して健康診 査を実施する事業	人回	9,738	9,558	9,400	9,219	9,050
		実施場所：受診医療機関他				
⑫実費徴収に係る補足 給付を行う事業	市では、生計が困難である家庭において、教育保育に必要な物品等を購入する費用に対し、国が定める補足給付に係る基準を上限として助成しています。					
⑬多様な主体が本制度 に参入することを促 進するための事業	市では、施設事業者の意見を勘案しながら、必要に応じて事業の実施を検討します。					
⑭子どもを守るための 地域ネットワーク強 化事業	市職員や協議会のメンバーが毎年研修を受講し、レベルアップを図りながら、母子保健担当部署と協力し事業を実施します。					

計画の推進

計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

そのため、古河市子ども・子育て会議を計画の点検・評価する機関とします。

計画の進捗管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理すると共に、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

具体的には、PDCA サイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況や整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行います。

古河市子ども・子育て会議において年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、取りまとめた結果については、ホームページ等を活用し市民に公表します。



発行日：令和2年3月

発行：古河市

〒306-0291

茨城県古河市下大野 2248 番地

TEL：0280-92-3111

URL：<https://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>

